

2014年8月25日

日進ゴルフ エトワス 御中

残暑お見舞い申し上げます。

さて、先日、子どもをタバコから守る会・愛知の会員の方から、貴施設を子どもといっしょに利用しているが、打席で受動喫煙をするので困っている、なんとかならないかという相談を受けました。

タバコ煙には4000種以上の化学物質、200種以上の有害物質及び約60種の発がん物質が含まれています。また、受動喫煙は、肺がんや肺気腫の原因物質として知られるアスベストよりも、死亡のリスクが高いです(図1)。さらに、世界保健機関も、受動喫煙に安全なレベルはないとして、受動喫煙防止を強く訴えています。

以上のことから、打席についても、ぜひ、クラブの建物内と同様、禁煙にしてくださいをお願いします。なお、以下の事柄も、打席を禁煙にすべきということを示しています。

1. 「健康増進法」

2013年5月施行の「健康増進法」(第25条 受動喫煙の防止)では、公共の建物内およびそれに準じた場所で施設管理者が受動喫煙防止の措置を講ずることを定めています。ゴルフ練習場の打席についても、屋根と後ろの壁があって空気がある程度滞留しやすい構造になっていることから、「健康増進法」の適用対象だと考えられます。

2. 屋外での受動喫煙

たとえ屋外であっても、無風の状態で火のついた1本のタバコから、直径14mの範囲に発がん物質を含む有害物質が届くことが知られています。建物の入口付近の灰皿設置場所にも、注意が必要です。

3. 改正労働安全衛生法

本年6月に、改正労働安全衛生法が公布されました。来春には施行されますが、労働者の受動喫煙防止のための措置を取るべき旨が示されています。ゴルフ練習場の打席で喫煙する人がいると、貴施設の従業者も受動喫煙をするため、この法律にも違反することになります。

4. 他施設の状況

私の家から比較的近くにある、名古屋市天白区の「リンクスこうのす」では、利用者にアンケート調査をしたところ禁煙の要望が多かったため、2013年11月からは打席についても、クラブの建物内と同様に禁煙にしています(写真1参照)。

最後に、もう一度お願いします。子どもを含む利用者の健康と安全を守るため、クラブの建物内に続いて打席の禁煙を早急 to 実施してください。よろしくお願いします。

以上

子どもをタバコから守る会・愛知 世話人
家田 重晴 (中京大学スポーツ科学部)
iedas@sass.chukyo-u.ac.jp

子どもをタバコから守る会・愛知
<http://www.no-kidsmk-ai.com/>

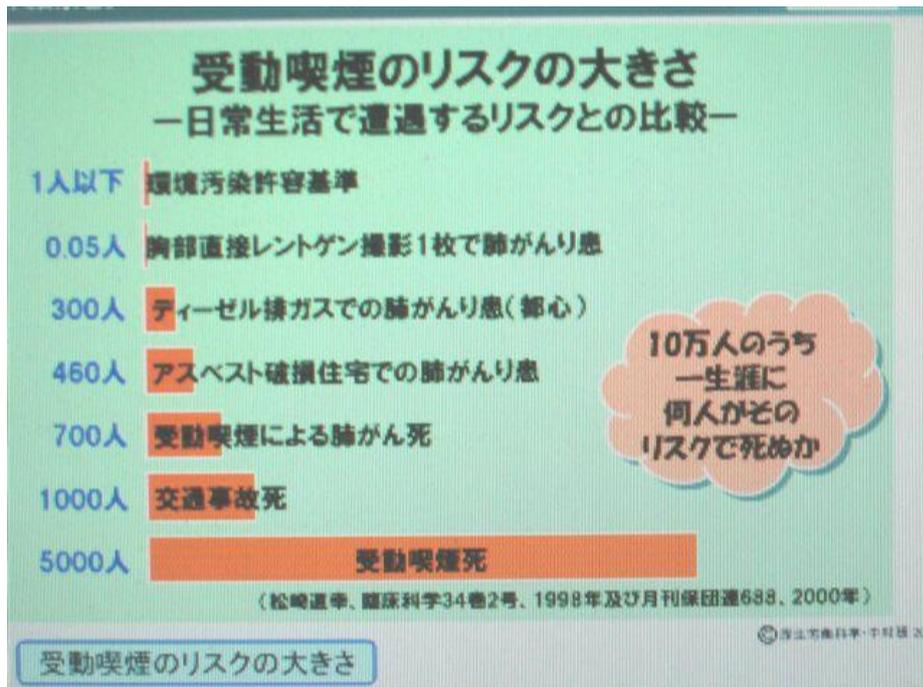


図1 受動喫煙のリスクの大きさ



写真1 名古屋市天白区のゴルフ練習場、「リンクスこうのす」のロビーにある禁煙看板。(2013年11月から)館内(クラブハウス・打席)での禁煙を知らせています。